

港区告示第三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、高輪一丁目共同建替計画マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和六年一月十日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

高輪一丁目共同建替計画マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

トリア第二高輪マンション、パシフィック高輪マンション

(二) 敷地の区域

東京都港区高輪一丁目百七番一、百七番十一、百七番六、百七番九

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区高輪一丁目百七番一、百七番二、百七番三、百七番六、百七番九、百七番十一、百七番十三、百九番五

四 事業施行期間

平成二十九年二月から令和七年十二月まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都港区六本木六丁目十一番十八号 HOUBIL 4階

(二) 設立認可の年月日

平成二十九年二月六日

六 事業施行期間の変更内容

(一) 変更前

平成二十九年二月から平成三十五年十二月まで

(二) 変更後

平成二十九年二月から令和七年十二月まで

七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年一月十日